

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- ① サプライチェーン全体において共存共栄の精神を持ち、規模や系列の違いを超えて、お互いに尊重し合い、新たな価値を創造するためのパートナーシップを築きます。
- ② 透明性の高いコミュニケーションを通じて、パートナー企業との信頼関係を築き、お互いのニーズと期待を理解し、迅速かつ適切に対応することで、協力関係を深めます
- ③ 地域社会と経済の発展に寄与するため、パートナー企業と協力し、地域のニーズに対応したサービスを提供するとともに、地域産業の活性化に貢献します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

- ① 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。具体的には、労務費の増加に伴う適正な価格交渉を行う際、取引先と透明かつ誠実な対話を通じ、双方が納得する形で合意に至るよう努めます。また、現状のコスト構造を正確に把握し、交渉に反映させるための資料やデータを提供することで、客観的かつ公正な条件のもとで交渉を進めます。さらに、交渉の過程では、一方的な負担を押し付けるのではなく、共存共栄を目指した長期的な関係構築を大切にします。」

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

当社は、取引先との健全なパートナーシップを構築するため、手形などの支払条件についても透明性をもって取り組むことを宣言します。具体的には、支払条件に関する取り決めは、双方が納得できる公正かつ誠実な形で交渉し、取引先に対して一方的な負担を強いることなく、適切な期間内での支払いを実施します。手形の利用に際しては、期日までの支払いを確実に履行し、資金繰りに負担がかかるないよう配慮します。さらに、取引先の経営安定化をサポートするため、必要に応じて手形以外の支払方法や柔軟な条件にも対応する姿勢を持ち、共に成長する関係を築いていきます。」

④ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ① 運送業界における新たな技術やシステムの導入を積極的に推進し、パートナー企業との協力を通じて、効率的で革新的なサービスの提供を目指します。これにより、サプライチェーン全体の競争力強化に貢献し、時代の変化に柔軟に対応できる体制を構築します。
- ② 自然灾害や緊急事態に備えた対応力を強化し、パートナー企業と連携して迅速かつ的確な対応を可能にします。災害時には地域社会や取引先への物流サービスを維持し、安定した供給網を支えることを約束します。

令和6年10月7日

諸富運送有限会社

代表取締役社長 高鍋 昭子

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。